

後発医薬品利用差額通知について

○ 本市国民健康保険における実施内容

(1) 対象者

35歳以上の被保険者

(2) 対象薬剤

生活習慣病に着目した次の3薬剤を重点薬剤とします。

- ・血圧降下剤
- ・高脂血症用剤
- ・糖尿病用剤

(3) 対象要件

- ・計算対象月に処方された先発医薬品を後発医薬品に切替えた場合に、自己負担の差額が300円以上発生する場合に通知する
- ・自己負担の差額を計算する際は、先発医薬品の薬価と最高値の後発医薬品の薬価を比較する
- ・処方期間が14日以上であること

(4) 通知回数

年2回

(5) 通知件数

3薬剤の場合の通知件数は、国民健康保険団体連合会が提供するデータ件数を基に1回あたり約3,000件と推計。

(6) その他

厚生労働省は「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」平成21年1月20日付通知により、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知への取組を求めている。また、平成21年7月17日付通知により、差額通知を作成する際には国民健康保険中央会のシステムを有効活用するよう示している。

見 本

平成 年 月に処方されたお薬を、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合、
自己負担額を 1,682円以上 削減できることが見込まれます。

平成 年 月の処方薬		自己負担額 (円)	ジェネリック医薬品に 切り替えた場合に 削減できる自己負担額 (円)
レニベース錠5 5mg		1,470	856 ~
ペイシンOD錠0.2 0.2mg		1,260	476 ~
アテレック錠10 10mg		1,283	350 ~
		4,013	1,682 ~

※1 お薬にかかった金額のみ表示しております。実際の窓口支払い金額には、技術料・管理料等の別費用が含まれております。

※2 通常発行時点で、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額をご紹介しています。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在しているので、金額にも幅があります。

※3 表示されている医薬品は、ジェネリック医薬品が存在し、かつ対象疾患や効能効果などで絞り込みを行っておりますので、原用中の全医薬品が表示されるものではありません。

※4 ジェネリック医薬品への変更方法

該当のお薬を処方されている医師か調剤されている薬剤師に「ジェネリック医薬品への切替を希望します。」とお伝え願います。また、お薬の内容(適応、効能や効果、副作用など)に関するお問い合わせについても、ご担当の医師・薬剤師にお問い合わせください。

※5 この通知は、ジェネリック医薬品への切り替えについて、すでにご担当の医師・薬剤師へご相談された方へも送付される場合があります。

郵便はがき

親 展



ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ

0000071

仙台市青葉区役所 保険年金課
仙台市青葉区上杉1-5-1
電話番号 022-225-7211
郵便番号・980-8701

●ご案内は裏面にあります。ここからゆっくりていねいにはがしてご覧ください。(雨で濡れた場合は、乾かしてからおはがしください。)